地域計画の策定による担い手等への農地集積・集約化に関する推進方針

令　和　５　年　３　月
静　岡　県　経　済　産　業　部
(一社)静岡県農業会議(農業委員会ネットワーク機構)
(公社)静岡県農業振興公社(農地中間管理機構)
静岡県農業協同組合中央会
静岡県土地改良事業団体連合会

１　背景

国は、高齢化や人口減少を背景に農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、人・農地など関連施策の見直しを図るため、令和４年５月に地域計画の策定（人・農地プランの法定化）や農地貸借手続きの農地中間管理事業への一本化等を定めた、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（以下、「改正基盤法」という。）を公布しました（令和５年４月施行）。

これを受けて、市町、農業委員会及び農地中間管理機構（以下、「農地バンク」という。）等は、令和６年度末までに地域計画を策定するなど法改正に伴う対応を行いつつ、より一層、担い手への農地集積・集約化の推進が求められています。

［改正基盤法の主な内容］

（１）農業者等による協議の場の設置（農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域の取りまとめ）

市町が、農業者、農業委員会、農地バンク、ＪＡ、土地改良区等による協議の場を設け、農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域等について話し合いを行い、協議結果を公表

（２）地域計画の策定（目標地図の作成）

農業委員会が農地バンク、ＪＡ、土地改良区等の協力を得て作成した目標地図の素案を踏まえて、市町が、地域の農業の将来の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（以下、「目標地図」という。）を含めた地域計画を策定

（３）農用地利用集積等促進計画の策定（市町が作成する農用地利用集積計画は、農用地利用集積等促進計画に統合）

市町が策定した地域計画の達成に向け、農地バンクが農用地利用集積等促進計画を策定し、農地の貸借を促進　等

２　対応方針

（１）基本的な考え方

地域計画等の策定にあたっては、実質化された人・農地プランを土台として、以下の対応方針を踏まえて関係機関が連携を密にしながら地域計画の策定等に取り組み、「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げる担い手への農地集積８割を目指して農地集積・集約化の推進を図っていきます。

そのために、以下の考え方に基づいて推進を図るほか、具体的な進め方の手引等の策定、取組状況の確認、課題の共有及び対応策の検討を実施していきます。

①推進体制の構築

行政、農業委員会系統、農地バンク、ＪＡ系統、土地改良区系統の５者が一丸となって取組を進めるため、市町段階、広域段階、県域段階それぞれの推進体制を構築して取

り組みます。

②農業者等による協議の場の設置（農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域の取りまとめ）

・農業者等による協議の場は、中長期的な視点で農業の将来の在り方等を協議するために設置し、地域農業再生協議会や担い手育成協議会など市域や広範囲な区域を対象にした地域の話し合いの場の活用を検討します。

・農業上の利用が行われる農用地等の区域は、農業振興地域農用地区域または人・農地プランの実質化が図られた区域を基本とします。

③地域計画の策定（将来構想図、目標地図の作成）

・市町及び推進チーム（※）の関係機関は、農業者等による協議の場で協議した 10 年後の地域における農業の将来の在り方を将来構想図として図化し、関係者間で共有します。

・将来構想図を集積・集約化の指針として、農業委員会が中心となって地域の話し合い等により出し手・受け手の意向等の把握を行い、直ちに貸付けを行う意向のある農用地等の出し手と受け手の調整を図り、目標地図（素案）を作成します

・目標地図は、農用地等の出し手と受け手の調整が整った農用地等の受け手を表示するものとし、受け手が見つからない場合は今後調整として表示します。

・受け手が見つからない農用地等は、引き続き受け手の調整を図り、調整が整った際は、随時、目標地図を変更するものとします。

④地域計画達成に向けた取組（農用地利用集積等促進計画の策定）

・農地バンクは、地域計画の達成に資するために、目標地図に表示された出し手と受け手に基づいて農用地利用集積等促進計画の策定を行います。

・農用地利用集積等促進計画の策定は、事務の簡素化が図られるように、事務手続きの手順の整理や必要書類の見直しなどに取り組みます。また、農業委員会サポートシステムを活用するなど可能な限りＤＸ化を図ることで、効率化を図っていきます。

⑤目標地図等の作成手続きに関するデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）

・目標地図の作成は、貸付け意向の把握や地図への表示・変更を容易に行えるようにするため、タブレット端末・アプリを用いた意向把握やデジタル地図（基本的に eMAFF 地図）などデジタル技術を活用するものとします。

※推進チーム

市町が組織する、地域農業の振興及び担い手の育成に向けた農地集積を主導するための関係機関（農業委員会、ＪＡ、土地改良区、農地バンク、県等）との連携体制のこと。

参照：

「農地バンク事業の一層の推進に向けた関係機関による連携の進め方」（令和２年３月 30 日付け農業ビジネス課長通知）、農地集約化支援ガイドブック 2020（国立研究法人農業・食品産業技術総合研究機構作成）

将来構想図と目標地図の役割

・地域計画を策定するにあたり、関係者間で地域の将来像を共有するために、10年後の農地利用の在り方として、将来構想図を策定
・目標地図は、農地の権利移動手続きに直結する、直近の農地利用の在り方を表示した地図として策定

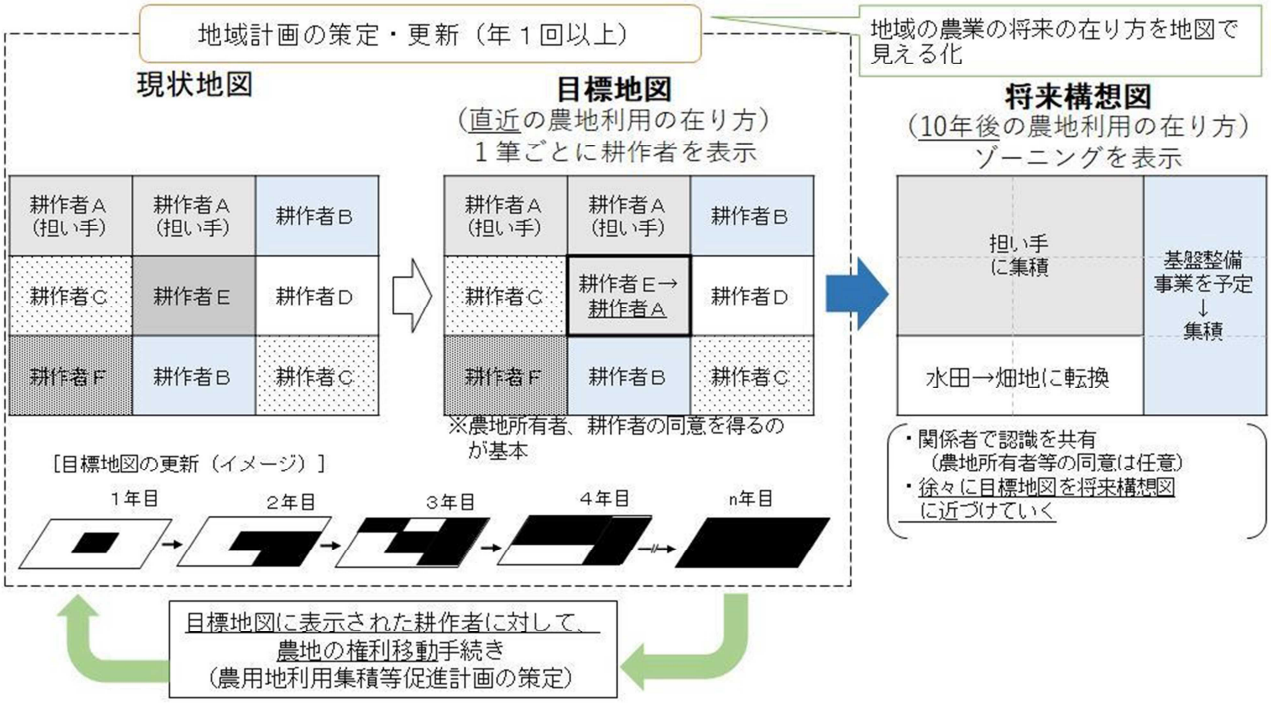

図　目標地図（イメージ）

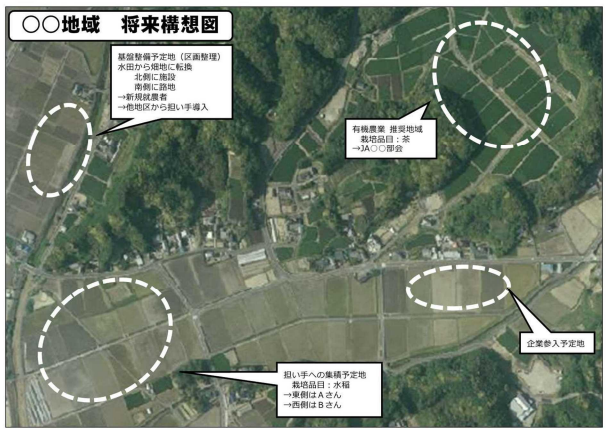

図　将来構想図（イメージ）

（２）令和５年度の取組

①地域計画の策定に向けた推進

・県は、Ｒ４年度に設定したモデル地区における取組事例をとりまとめ、共有することで、市町等が効率的に地域計画を策定できるように支援します。

・目標地図を作成するための指針として、将来構想図の策定を支援し、関係者間で共有を図ります。

・市町が、令和５年度内に、農業者等による協議の場における協議結果の公表、将来構想図の策定及び先行する地域における地域計画の公告を実施できるように支援し、策定を予定している全ての地域が目標地図の作成などの取組を計画的に実施できるようにします。

②農地バンク事業による担い手への農地集積・集約化の推進

ア　目標面積及び取組面積の設定

・農地バンク事業を活用した農地集積を行う目標面積 1,000ha を設定して推進を図ります。

・改正基盤法に伴い、Ｒ６年度末までの経過措置を経て農地貸借手続きが農地中間管理事業へ一本化されるため、将来的に農地バンク事業で農地集積する見込の農用地等を、目標地図への表示に取り組む取組面積 1,588ha として設定し、推進を図ります。

区分	内容	面積
目標面積	農地バンク事業を活用した農地集積面積	1,000ha （うち新規集積面積 393ha）
取組面積	目標地図への表示に取り組む面積 （農地バンク事業による権利移動又は経過措置）	1,588ha （うち新規集積面積 401ha）

※市町毎の目標面積及び取組面積は別紙参照

※新規集積面積は、担い手以外の農地所有者等から担い手に対して新たに貸付けを行う面積

ィ　農地貸借手続きの農地バンク事業への一本化への対応

・農地バンク事業への一本化について、農地バンクが中心となって関係機関への説明会や、手引き等の作成に取り組みます。

・推進チームにおいて、農用地利用集積計画が契約満期を迎える農用地等を把握し、目標地図の策定及び農地バンク事業への移行に向けたスケジュールの策定に取り組むことで、計画的に農地バンク事業への一本化に取り組みます。

③目標地図等の作成手続きに関するデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）

農業委員会が農業委員会サポートシステムやタブレット端末・意向把握アプリ及び現地確認アプリ等の機能を十分に活用できるように支援します。

３　具体的な取組内容

（１）推進体制の構築

行政、農業委員会系統、公社、ＪＡ系統、土地改良区系統の５者が一丸となって取組を推進するため、市町段階、広域段階、県域段階それぞれの推進体制を構築します。

区分	取組内容	構成員
市町段階	・地域計画の策定主体となる市町が農業委員会と密に連携した上で、関係機関との「推進チーム」を構成 ・地域計画の区域ごとに関係機関との連携体制を構築 ・地域計画の策定（将来構想図、目標地図を含む）及び農用地利用集積等促進計画の策定について進め方の検討、取組状況の確認、課題の共有及び対応策の検討を実施	**◎市町（地域計画）** **◎農業委員会** **（目標地図の素案）** **◎農地バンク** **（農用地利用集積等促進計画）** **○県（農林事務所）** **○ＪＡ** **○土地改良区等**
広域段階	・「地域連絡会議」を開催し、推進チームの取組を支援 ・各推進チームの取組状況の確認、課題の共有、対応策の検討を実施	**◎県（農林事務所）** **○市町** **○農業委員会** **○農地バンク** **○ＪＡ** **○土地改良区　等**
県域段階	・「５者農地検討会」を開催し、各組織による連携体制を構築 ・県域の推進方針の策定、具体的な進め方の手引等の策定 ・農林事務所を通じ、定期的に各推進チームの取組状況を確認し、必要に応じて助言・支援を実施	**◎県（本庁）** **○県農業会議** **○農地バンク** **○ＪＡ中央会** **○県土連**

※市町段階、広域段階の構成機関は、地区の状況に応じて検討
※◎は主体的な立場、○は参加者を示す。

（２）関係機関における取組内容

①共通事項

・各機関は、地域計画、農用地利用集積等促進計画を作成するため、それぞれが所有する情報を積極的に提供し、必要な情報を共有します。
・役割分担に応じて主体的に取組を行うほか、地域の話し合いに積極的に参加し、区域における農業の将来の在り方、目標地図に係る合意形成を支援します。
・目標地図は、最初から全ての農用地等について農業を担う者を貼り付けてある必要はないと考えます。
・「地域農業のあるべき将来像」に向けて、定期的に地域の話し合いを行い、農地の利用調整を図った上で、随時更新していくことが大切です。
・農業委員等向け、担い手向けなど対象者別のパンフレット等を作成し、地域計画や農地バンク事業の周知に努めます。
・農業の生産効率の向上や農用地の集積・集約化を図るため、基盤整備事業への取組を推進します。

②市町段階の機関が担う役割

関係機関	内容
市町	・農業振興地域農用地区域を概ね網羅した農業上の利用が行われる農用地等の区域の設定 ・農用地等の利用調整に関する話し合いの実情に応じた地域計画の区域の設定 ・将来構想図や目標地図の作成に向けた地域の話し合いの定期的な開催 ・地域計画に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の策定 ・市町の農用地利用集積計画で貸借していた農用地等が、満期までに新たな受け手が調整され、着実に目標地図に反映されるように、推進チームへの情報共有と進捗管理
農業委員会	・将来構想図や目標地図の素案作成のために、地域の話し合いへの参加及びタブレット端末等の活用による地域内の出し手・受け手の意向確認及び調整 ・地域計画達成のための中心的な役割を担う組織として、出し手に対して農地バンクへの貸付等を積極的に推進 ・目標地図を作成するために、農業委員会サポートシステムを最新の情報に更新
ＪＡ	・将来構想図や目標地図の作成に向けた地域の話し合いへの参加 ・ＪＡ生産部会で策定している中長期計画「めざす将来像」、実質化した人・農地プラン（産地プラン）等を踏まえ、組合員の意向を地域計画に反映 ・農地バンクと業務委託契約を締結し、地域計画に基づく農用地利用集積等促進計画の策定支援
土地改良区	・将来構想図や目標地図の作成に向けた地域の話し合いへの参加 ・地域における農業生産基盤施設、水利施設及び、取水・配水等の情報提供など

③県域段階の機関が行う取組

関係機関	内容
県	（県庁） ・県域段階の関係機関を取りまとめ、県域の推進方針を策定 ・推進チームにおける取組状況や課題等について、地域連絡会議等を通じて把握するとともに、５者農地検討会で共有し、課題の解決に向けた検討・支援を実施 ・静岡県農業会議、農地バンク等と協力し、地域計画策定等に係る「手引書」等を作成し、推進チームの取組を支援
	（農林事務所） ・地域連絡会議の開催を通じて、推進チームの取組状況の確認、課題の共有及び対応策の検討 ・地域計画の達成に向けて、着実に農用地利用集積等促進計画が策定されるように関係機関の連携を支援 ・満期を迎える市町の農用地利用集積計画や農地バンクの農用地利用配分計画を把握し、市町、農業委員会及び農地バンク等の関係機関を調整 ・作物担当等が部会の話し合い等に積極的に参画し、産地計画と地域計画との連携を支援 ・区画整理等の基盤整備事業を実施・計画中の地区においては、関係機関との連携を密にした上で、地域計画と基盤整備事業計画が整合するよう配慮 ・基盤整備担当が、条件不利地域等において基盤整備事業の実施を提案
（一社）静岡県農業会議 （県農業委員会ネットワーク機構）	・農業委員・農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局等を対象にした研修会を開催し、地域における円滑な話し合いの実施を支援 ・農業委員会が農業委員会サポートシステムやタブレット端末・意向把握アプリ及び現地確認アプリ等の機能を十分に活用できるように支援
（公社）静岡県農業振興公社 （農地バンク）	・「人・農地調整員」を配置し、担い手が不足している地域に対して地域外の受け手候補の紹介 ・農地の権利移動を担う機関として、地域の話し合いに参加して、農地の権利移動手続きの説明 ・農用地利用集積等促進計画の策定に向けて事務手続きの手引の作成 農用地利用集積等促進計画の策定、賃借料の支払いなどの着実な契約管理
JA 静岡中央会	・ＪＡグループの取りまとめとして、ＪＡの農業者等による協議の場や農地利用調整の話し合いの場への参加を推進
静岡県土地改良事業団体連合会	・土地改良区のとりまとめとして、土地改良区の農業者等による協議の場への参加を推進 ・市町等による基盤整備事業及びその調整等の支援

（３）各種事業や担い手組織と連携した推進

①農業農村整備事業と連携した農地バンク事業の着実な推進

・農地中間管理機構関連農地整備事業（以下、「機構関連事業」という。）などの基盤整備を活用し、事業実施区域内における農地バンク事業を推進するため、事業計画策定段階から、県農林事務所が中心となり、推進チームによる「事業調整検討会」を開催し、関係機関が連携した一体的な推進を図る。

・機構関連事業については、事業申請時に農地バンクに利用権設定されていることが必要となるため、「事業調整検討会」において各機関が全体スケジュールを共有する。特に基盤整備を実施後に、補助事業等により改植や生産関連施設・機械の整備を予定している場合は、各事業関係担当及び関係機関との連携を図り、円滑な事業実施に留意する。

・農地の整備、貸付けを一体的に推進するため、農地バンクは、必要に応じて、農地耕作条件改善事業、遊休農地解消緊急対策事業等の事業主体となり、農地の集積・集約化の条件整備に取り組む。

②ＪＡの生産部会と連動させた推進

・県内ＪＡ生産部会で策定している中長期計画「めざす将来像」の中で、農地バンク事業と協力した農地の集積・集約化に取組み、優良農地の継承を確実にすすめ、産地の維持・発展につなげていく。

③補助事業と農地バンク事業を連動させた推進

・機構集積協力金、強い農業づくり総合支援交付金、農地利用効率化等支援交付金、荒廃農地再生・集積促進事業及び茶園集積推進事業など各種補助事業の実施と連動した農地バンク事業の活用を推進するため、推進チームは、補助事業の説明会等の機会を利用して積極的にＰＲを行う。

・補助事業の相談があった際には、これを契機とした農地バンク事業の活用に向けて、前述の事業調整検討会を開催し、関係機関が連携した一体的な推進を図る。

④次代を担う農業経営体の育成と農地バンク事業を連動させた推進

・県農林事務所に設置した農業経営体を伴走支援する普及指導員の専任チームの活動による、農業経営の法人化の支援や、認定農業者、新規就農者、ビジネス経営体等の育成支援と併せ、関係機関が連携して地域計画の策定による農地の集積・集約化に取り組む。

・新規就農者の確保・育成を図るため、静岡県農業経営・就農支援センターを核として関係機関や農地バンクが連携し、就農支援や農地バンクが就農予定農地を中間保有する取組などを検討する。

⑤担い手組織等との連携

・農地バンクと連携協定を締結した担い手組織８団体（静岡県農業経営士協会、静岡県青年農業士会、静岡県認定農業者協会、静岡県農業青年クラブ、静岡県農業法人協会、静岡県農業参入法人研究会、静岡県稲作研究会、ＪＡ静岡青壮年連盟）との連携活動を

強化するため、これら団体の総会、理事会、研修会などの様々な機会をとらえ、農地バンク事業の周知・理解促進を図る。

⑥地域計画、農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進

・地域計画、農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進を図るため、県、市町、農業委員会、ＪＡ、農地バンクなど関係機関は、必要な時に必要な情報が提供できるよう、広報紙やホームページ、リーフレットなどの媒体を活用して継続的な広報を実施する。
・また、上記広報や各関係機関が主催・参加する機会を捉え、制度改正や、国、他都道府県の動向、実施事例等の周知を図り、一層の事業理解を促進する。

４　各地域の取組の展開方向

（１）賀茂地域

・ 関係機関と連携して実質化された人・農地プランの実行及び地域計画の作成を推進し農地バンク事業を活用した担い手への農地集積・集約化につなげる。
・ 農地利用集積円滑化事業及び利用権満期案件の農地バンク事業への切換えについて、関係機関と連携して推進する。
・ 河津町見高地区、南伊豆町湊地区・手石地区・竹麻地区・南上地区、松崎町小山地区等の荒廃農地を含むまとまった担い手不在農地については、有効活用に向け基盤整備事業や企業参入等を推進し、農地バンク事業の活用につなげていく。

（２）東部地域

・ 市町による地域計画の策定を支援し、目標地図の作成を通じて、担い手への農地集積・集約化を推進する。
・ 沼津市西浦地区では、担い手不在農地について、計画的に担い手や新規就農者に貸し付けていくことにより園地集積に取り組む。
・ 三島市佐野地区で検討されている基盤整備の事業化に向け、地区での話合いを重ね、地権者の合意形成及び担い手の確保を進める。
・ 伊豆市大平地区での企業参入の調整を進めるとともに、他市町他地区の担い手不在農地についても同様に基盤整備や企業参入を推進し、農地の有効活用につなげる。
・ 管内大規模稲作農家を中心に農地バンク事業の活用による農地集積を推進する。

（３）富士地域

・ 富士宮市では、13 地区の農業者との協議の場において、各地域の農業の将来の在り方を検討し、農地バンク事業を活用した担い手への農地集積を推進する。
・ 富士市では、モデル地区の浮島で令和５年度中に地域計画を策定し、他の 4 地区でも、それぞれの課題に対応しつつ、地域での話し合いを進める。また、水田地帯である富士東部地区については、機構集積協力金交付事業等を活用し、担い手への水田の集積・集約化を推進する。

（４）中部地域

・ 駿河区東豊田地区等基盤整備事業に伴い担い手農家への集積を進める。
・ 農地利用集積円滑化事業、利用権の設定等からの切替では５年度満期案件について推進する。
・ 清水区の基盤整備完了地区では、土地改良区や農地利用最適化推進委員等と連携した取組により、担い手への農地集積方針を志向する地域計画の策定を支援する。
・ 農地利用の意向調査、補助事業や農業委員会の農地最適化推進活動と連携した新規掘り起こしの集積推進を図る。

（５）志太榛原地域

・ 実質化された人・農地プランを基に、地域計画の作成を支援し、関係機関が連携して担い手への集積・集約化を推進する。
・ 焼津市や榛南地区の水田地帯では、水稲やレタスなど作物の安定生産及び省力化に向け、基盤整備事業及び担い手への農地集約を推進する。
・ 牧之原台地では、牧之原茶園再編整備プランに基づき基盤整備や作目転換について地域の話し合いを実施し、区画整理・集約化につなげる。
・ 農地集積を推進する仕組みとして、モデル市町にて農地集積窓口の一元化を図るべく関係機関と調整する。

（６）中遠地域

・各市町の地域計画と目標地図の策定については、作成した工程表を基に進捗を確認するとともに、地域の話合い実施を支援する。
・ 水田では、大規模水稲経営体の育成に向けて、大区画化や耕作条件の改善に係る基盤整備と併せて農地の集積・集約化を推進する。また、今後、農地利用集積円滑化事業の満期を迎える水田について、農地バンク事業への切替えを推進するとともに、その機会をとらえ、新規掘り起こしや利用権設定等促進事業からの切替えを推進する。
・ 茶園では、継続性の高い茶業経営体を育成するため、茶農協等の共同工場の組織再編や基盤整備と併せて担い手への農地集積・集約化を推進する。
・ 露地野菜では、産地拡大に向けて、基盤整備事業と併せた推進のほか、水田の期間貸借の拡大や、荒廃農地の担い手への集積による再生・利用の拡大を推進する。
・ 新規就農者の育成に向けて、がんばる新農業人支援事業の地域受入連絡会と連携し、研修生の就農地の確保のために農地バンクが農地を中間保有する取組を活用する。

（７）西部地域

・ 浜松市東南部地区では、ＪＡとぴあ浜松南営農センターの農地集積システムによる利用調整を活用した畑地での農地バンク事業を推進するとともに、新たに水田での農地集積の仕組づくりに取り組む。
・ ＪＡとぴあ浜松馬鈴薯部会では、将来の農地利用の姿である目標地図の作成につなげるため、農地利用調整のルールづくりと並行して農地バンク事業を活用した農地集積を推進し、産地の維持・発展を図る。
・ 湖西市白須賀地区では、地域計画策定のモデル地区としての取組を継続しつつ、農地

バンク事業を活用した農地集積を推進する。

・「柑橘産地生産強化基盤整備」、「高収益作物等生産拡大基盤整備」、「茶産地構造改革基盤整備」の各プロジェクトを推進するため、浜松市の三ヶ日地区や大平地区、天竜・阿多古地区、等の基盤整備事業実施地区での農地集積を推進する。

（参考）農用地利用集積等促進計画を策定する際の役割分担

（１）推進体制に関する事項

項目	内容	取組主体	関係法令
地域段階の推進	・地域段階（農林事務所段階・市町段階）の推進 ・地域の実情に応じた実務分担の調整	県（農林事務所）	－
農地バンク事業の周知	・農業バンク事業の説明、周知 ・パンフレット等の配布、広報誌等への掲載 ・地域の話し合い等での紹介	農地バンク、市町、農業委員会、ＪＡ、県（農林）	－
目標地図素案の作成支援	・農業委員会サポートシステムの活用支援	農業会議	農業委員会法第43条第１項
担い手不在農地の情報収集	・農業委員会から担い手不在農地を情報収集、農地バンク等へ提供	農業会議	農業委員会法第52条

（２）実務分担①（地域計画に基づく農用地利用集積等促進計画の策定）

項目	内容	取組主体	関係法令
農業者等による協議の場の設置・協議	・農業者等による協議の場の開催、結果の公表	市町	基盤法第18条
	・農業者等による協議の場への参加	農業委員会、ＪＡ、農地バンク、土地改良区	基盤法第18条
目標地図の素案作成	・出し手の貸出意向、受け手の規模拡大意向の把握 ・地元調整、出し手・受け手の調整（両者の合意）	農業委員会	基盤法第20条第２項
	・担い手不在地域における地域外の受け手に関する情報提供	農地バンク	基盤法第20条第３項
地域計画の策定	・促進計画を策定予定の農業を担う者のの要件確認	市町	基盤法省令 バンク法第19条第２項
	・将来において農用地等を利用する者（受け手）等の公告	市町	基盤法第19条
出し手・受け手への働きかけ	・地域計画に基づく促進計画の策定に関して、出し手・受け手へ通知	農業委員会	基盤法基本要綱第11の８（１）
促進計画（案）の策定	・現地調査（境界確認、管理状況等） ・同意印の受領 ・貸借期間、賃借料、その他条件の確認・調整 ・添付書類（口座情報等）の取得 ・契約会の開催（案内通知、会場準備等）	市町 （業務委託（ＪＡ）） ※農地バンクは作成支援	バンク法第19条第２項
促進計画の決定	・促進計画の要件確認、県への申請	農地バンク	バンク法第18条
促進計画の認可・公告	・促進計画の認可、公告	県	バンク法第18条第７項
促進計画の変更・解約	・促進計画内容の変更、解約に関する相談	窓口： 市町（業務委託（ＪＡ）） 市の対応相談： 農地バンク	バンク法第19条

（３）実務分担②（農業委員会からの要請に基づく農用地利用集積等促進計画の策定）

項目	内容	取組主体	関係法令
農業委員会からの要請	・地元調整、出し手・受け手の調整（両者の合意） ・現地調査（境界確認、管理状況等） ・貸借期間、賃借料、その他条件の確認・調整 ・添付書類（口座情報等）の取得	農業委員会	バンク法第 18 条第 11 項
促進計画（案）の策定	・同意印の受領	市町 （業務委託（ＪＡ）） ※農地バンクは作成支援	バンク法第 19 条第２項
促進計画の決定	促進計画（案）の要件確認、県への申請	農地バンク	バンク法第 18 条
促進計画の認可・報告	促進計画の認可	県	バンク法第 18 条第７項
促進計画の変更・解約	促進計画内容の変更、解約に関する相談	窓口： 市町（業務委託（ＪＡ）） 市の対応相談： 農地バンク	バンク法第 19 条

※関係法令は改正後（令和５年４月１日）の条項を記載

※促進計画とは、「農用地利用集積等促進計画」を示す。

（４）農用地利用集積等促進計画の設定に関する通知

項目	内容	取組主体	関係法令
農地所有者、受け手候補者への通知 （満期通知を含む）	利用権の設定等を予定した日（地域計画の公告日等から起算）の１年前の日が到来した場合に、農地所有者、受け手候補者への通知	農業委員会	基盤法第 21 条 基盤法基本要綱第 11 の８

（５）農用地利用集積計画の満期通知

項目	内容	取組主体	関係法令
満期の通知	・市町相対の農用地利用集積計画 出し手、受け手に期間満了を通知 ・農地バンク事業 出し手に期間満了を通知 ※受け手へは、農地バンクが農用地利用配分計画の期間満了を通知	市町	旧基盤法基本要綱第９の３（４）④

（別紙）

令和５年度　農地中間管理事業の市町別目標面積等

区分	内容	面積
目標面積	農地バンク事業を活用した農地集積面積 （農地バンク事業により担い手へ農地集積する面積）	1,000ha
取組面積	目標地図への表示に取り組む面積 (農地バンク事業による権利移動又は経過措置)	1,588ha

単位：ha

農林	市町	目標面積	取組面積
賀茂農林	下田市	2	0.1
	東伊豆町	2	0
	河津町	2	0
	南伊豆町	4	0
	松崎町	3	0
	西伊豆町	1	0
		15	0.1
東部農林	沼津市	43	19
	熱海市	1	1
	三島市	52	21
	伊東市	3	2
	御殿場市	0	20
	裾野市	4	4
	伊豆市	2	10
	伊豆の国市	9	26
	函南町	0	6
	長泉町	3	5
	小山町	12	18
	清水町	0	0
		129	132
富士農林	富士市	50	7
	富士宮市	50	41
		100	48
中部農林	静岡市	58	23
		58	23
志太榛原農林	島田市	40	35
	焼津市	35	33
	藤枝市	40	34
	牧之原市	54	89
	吉田町	10	8
	川根本町	6	7
		185	205
中遠農林	磐田市	205	439
	掛川市	87	85
	袋井市	24	216
	御前崎市	21	48
	菊川市	23	118
	森町	3	58
		363	964
西部農林	浜松市	132	210
	湖西市	18	6
		150	216
合計		1,000	1,588